

* * * * *

* 株式会社 ヨ ア 定 款 *

* * * * *

昭和44年11月17日作成
昭和44年12月 1日公証人認証
昭和44年12月11日会社成立
昭和61年 7月28日変更
昭和63年 7月25日変更
平成 元年12月 4日変更
平成 2年 7月30日変更
平成 6年 6月27日変更
平成 9年 4月 1日変更
平成 9年12月22日変更
平成13年 6月19日変更
平成14年 6月27日変更
平成15年 2月28日変更
平成15年 6月27日変更
平成16年 6月25日変更
平成17年 6月24日変更
平成18年 6月23日変更
平成20年 6月20日変更
平成21年 6月25日変更
平成23年 6月23日変更
平成24年 6月27日変更
平成25年 6月26日変更
平成26年 6月30日変更
平成28年 6月24日変更
令和 4年 6月23日変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社コアと称し、英文では、

C O R E C O R P O R A T I O Nと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. システム分析、設計、プログラミング、オペレーション等の受託及びコンサルタント業務
2. 情報処理技術に関する研究開発並びにコンピュータのソフトウェア及びハードウェアの製造、販売、輸出入
3. コンピュータと通信回線を利用した情報通信サービス業務
4. 情報処理機器、事務用機械器具の販売及び貸付
5. 情報処理技術に関する文献の作成、編集及び翻訳並びに出版
6. 電子制御機器の設計、製作、販売

7. 環境、地質、資源、地域情報、土木等に関する調査研究、環境測定及び測量、建設コンサルタント業
8. 講習会、ゼミナール、通信教育等の運営及び講習会ゼミナール及び学校等での講義
9. 労働者派遣事業
10. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務
11. 前各号の付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむ得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 単元未満株式の売り渡しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社にお

いてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を

招集し、議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会の決議については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、

10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締

役会で定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方式)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定す

る取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第31条 当会社は、監査等委員会を置く。

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、
その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事については、法務省令で定めると
ころにより開催の日時および場所ならびに議事の経過
の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁
的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席し
た監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

2 当会社の剰余金の配当は、毎決算期の最終の株主名簿

に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払

う。

(配当の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免がれる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第47期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 第47期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第3条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本条の規定は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。